

## 第743回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和3年6月8日（火） 14時～
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等 横浜税関からの説明
  - (1) 大黒埠頭出張所における通関処理体制の変更について
  - (2) 通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分について  
(注意喚起)
4. 連絡事項等

令和3年6月

横浜税関

関係各位

大黒埠頭出張所における通関処理体制の変更について

平素は税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、税関業務の効率的な運営の確保のため、大黒埠頭出張所における通関処理体制を変更しますのでお知らせします。

1. 変更日

令和3年7月1日（木）

2. 変更箇所（下線部）

部門名	変更後	現行
通関第2部門	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第39類～第97類</li><li>・ <u>マニュアル申告</u></li><li>・ <u>窓口電子申告端末を利用する申告</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第39類～第97類</li></ul>
通関第4部門	廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>マニュアル申告</u></li><li>・ <u>窓口電子申告端末を利用する申告</u></li></ul>

（お問い合わせ先）

大黒埠頭出張所総務課 045-506-8302

2021年6月8日  
本関地区通関協議会  
業務部 首席通関業監督官

## 通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分について（注意喚起）

通関業者、通関業者の役員その他通関業務従事者が通関業法、関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、許可の取消し又は通関業務の停止を受ける場合があります（通関業者に対する監督処分）。

また、通関士が通関業法又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、通関業務に従事することを停止又は禁止される場合があります（通関士に対する懲戒処分）。

本年3月に他の税関でこれらの処分を行った事例がありました。通関業務に従事されている皆様方におかれましては、業務遂行手順等を再確認するなど、普段から法令違反が発生しないような体制作りをお願いいたします。